

育児・介護からの ジョブリターン制度整備奨励金

申請の手引き

令和2年度版



東京都産業労働局

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金 申請の手引き

令和2年度 育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金募集要項

1 奨励金の概要	P	1
2 奨励金の交付申請	P	6
3 奨励事業の実施	P	11
4 奨励金の実績報告	P	11
5 奨励金交付額の確定	P	13
6 奨励金の支払	P	13
7 変更・中止・撤回	P	13
8 企業名等の公表	P	14
参考様式	P	15
提出書類記入例	P	18

令和2年度 育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金募集要項

1 奨励金の概要

(1) 実施目的

東京都は、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児または介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度（以下「ジョブリターン制度」という。）を整備する企業を支援することにより、働く意欲を持つ子育て中の方等が再び仕事につき、能力を発揮できる環境整備を推進する。

(2) 奨励条件

企業等がジョブリターン制度の整備に関し、都が定める必要な取組すべてを実施した場合に奨励金を交付します。

※ 奨励対象事業者（P 2～3、別表1）

※ 奨励事業（P 4、別表2）

(3) 奨励金交付額（定額）

20万円

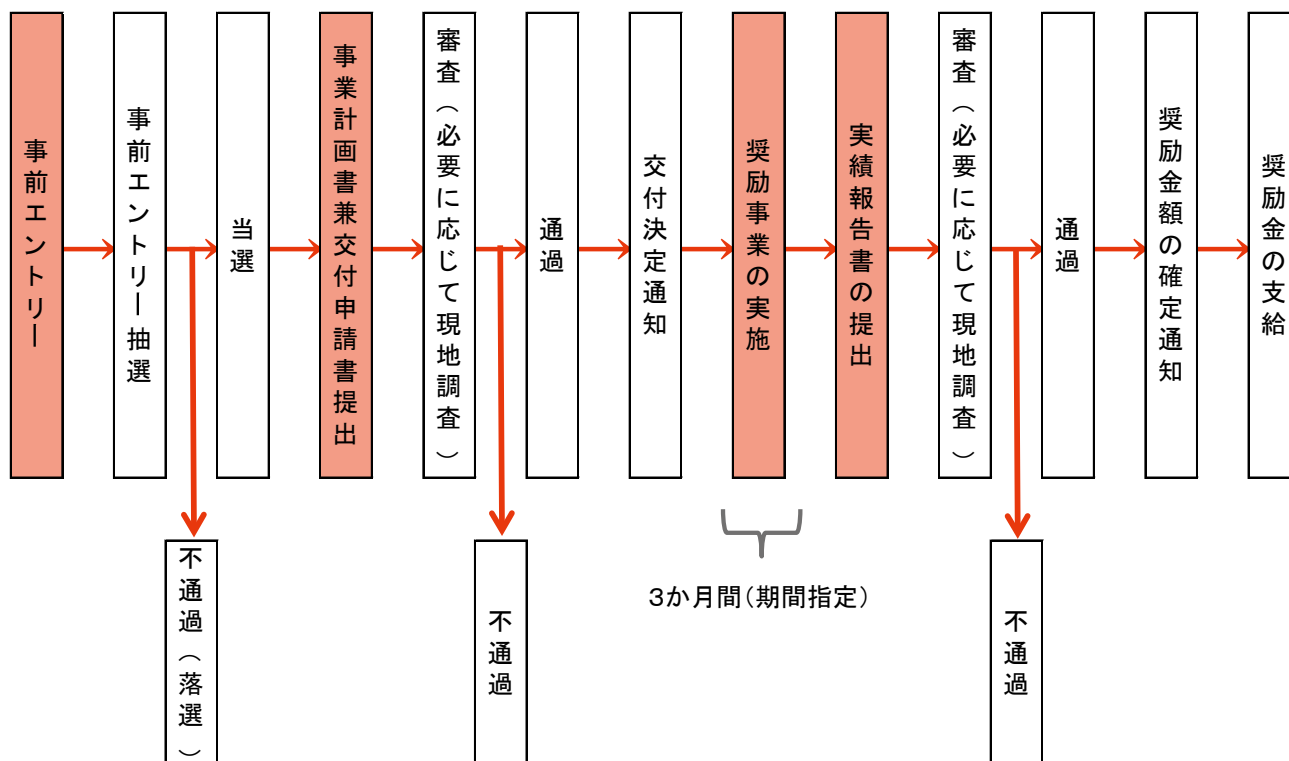
(4) 奨励事業実施期間

奨励事業実施期間内（P 2参照。エントリー回によって異なります。）に奨励事業（P 4、別表2）を実施してください。奨励事業実施期間を延長することはできません。

(5) 手続の流れ

※ は企業が実施する部分です。

※ 不通過の場合は、以降の作業へは進みません。



(6) 年間のスケジュール等

＜事前エントリーから実績報告までのスケジュール＞

	事前エントリー受付日	申請期限	事業実施期間(3か月以内)	報告書提出期限
第1回	4月20日(月)	5月11日(月)	6月1日(月)～8月31日(月)	9月18日(金)
第2回	5月20日(水)	6月5日(金)	7月1日(水)～9月30日(水)	10月20日(火)
第3回	6月22日(月)	7月6日(月)	8月1日(土)～10月31日(土)	11月20日(金)
第4回	7月20日(月)	8月5日(水)	9月1日(火)～11月30日(月)	12月18日(金)
第5回	8月20日(木)	9月7日(月)	10月1日(木)～12月31日(木)	1月20日(水)
第6回	9月23日(水)	10月5日(月)	11月1日(日)～1月31日(日)	2月19日(金)
第7回	10月20日(火)	11月5日(木)	12月1日(火)～2月28日(日)	3月19日(金)

別表1 奨励対象事業者の要件

事前エントリーをする前にご確認ください。事前エントリー当選確認後、交付申請時から奨励事業実施期間内で取組が終了した日までを通して、次の要件をいずれも満たしている必要があります。

1	都内で事業を営んでいる中小企業等であること
	・ 常時雇用する労働者数が300人以下であること。常時雇用する労働者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。なお、登録型派遣労働者は雇用保険被保険者である場合に該当します。 ① 無期雇用（期間の定めなく雇用されている）労働者 ② 有期雇用労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者 ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について同一事業主に引き続き雇用されている労働者 ※「見込まれる」とは、労働契約書等による契約更新有の要件により1年を超える期間まで引き続き雇用の可能性がある場合を言います。
	・ 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含みます。ただし、次の①～⑤のいずれかを満たすものは除きます。 ① 雇用関係にある労働者がいない場合 ② 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等） ③ 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ④ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等） ⑤ 東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人
	・ 個人事業主も含みます。なお、都内税務署へ開業届を提出している必要があります。
	・ 法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあります。ただし、都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除きます。

2	都内に勤務する常時雇用する労働者（受入派遣労働者を除く）を2人以上、かつ6ヶ月以上継続して雇用していること
	・ 常時雇用する労働者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。なお、登録型派遣労働者は雇用保険被保険者である場合に該当します。 ① 無期雇用（期間の定めなく雇用されている）労働者 ② 有期雇用労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者 ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について同一事業主に引き続き雇用されている労働者 ※「見込まれる」とは、労働契約書等による契約更新有の要件により1年を超える期間まで引き続き雇用の可能性がある場合を言います。 ・ 上記常時雇用する労働者は雇用保険被保険者であること（休業中の労働者を含みます。）
3	就業規則を作成して事業所を管轄する労働基準監督署に届出を行っていること
4	ジョブリターン制度が就業規則（本則）または本則に連携する規程に明文化されていないこと
5	都のホームページへの企業名等の公表に同意すること
6	労働関係法令について次のア～キを満たしていること
	- ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること - エ 平成31年4月以降、労働基準法第36条第6項第2号（月100時間未満）及び第3号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと - オ 労働基準法第39条7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと - カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を講じていること
7	都税の未納付がないこと ・ 納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び個人都民税）の未納付がある場合は申請できません。
8	過去5年間に重大な法令違反等がないこと ・ 違法行為による罰則の適用を受けた場合や事業所を管轄する労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業は申請できません。また、この場合、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと
10	暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の労働者若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
11	企業等の代表者が本奨励金を利用または申請したことがないこと（申請を撤回した場合は再申請可）

別表2 奨励事業

	取組事項	内容説明
1	ジョブリターン制度の整備	ジョブリターン制度を新たに整備し、就業規則（本則）または本則に連携する規程に定め労働基準監督署に届出を行うこと。（◆1、◆2、◆3参照）
2	社内及び社外への周知	1で定めたジョブリターン制度について様式（P16）の内容について、社内及び社外へ周知を行うこと（◆4参照）

◆1 ジョブリターン制度について P 5 ジョブリターン制度とは 参照

◆2 規程の施行日や就業規則（本則）及び本則に連携する規程について

- ①整備した就業規則（本則）及び本則に連携する規程は、原則として奨励事業実施期間内に施行してください。例外として、奨励事業実施期間（P2）の翌月1日の施行は可とします。
- ②就業規則には改正の経過が分かるよう、明確に施行日を記載してください。その際、改正前の施行日は削除しないでください。
- ③企業等の規模を問わず、奨励事業実施期間内（P2）に事業所を管轄する労働基準監督署へ届出を行ってください。
- ④就業規則（本則）の別則として整備する場合は、就業規則（本則）に当該別則による定めがある旨、条文等に明記をしてください。
- ⑤就業規則（本則）及び本則に連携する規程は、法令等を遵守した内容にしてください。

◆3 制度を整備しても本事業の対象とならない場合

- ① 既に就業規則（本則）または本則に連携する規程にジョブリターン制度がある場合（結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児及び介護のいずれかを理由に退職した方が再び雇用する制度がある場合）
- ② 定年後等の再雇用制度が既に導入されている場合に、対象者のみを拡大する場合
- ③ 就業規則（本則）の別則として整備する規程が、就業規則（本則）の引用条文によりその別則の連携が明記されていない場合

◆4 社内及び社外への周知について

様式（P16）の内容について、次のとおり効果的な方法により社内及び社外に周知を行ってください。

①社内周知

- ・目的：社内労働者に向けた制度内容の周知
- ・方法：オフィス内での掲示、社内ミーティングでの説明、イントラネットへの掲載等

②社外周知

- ・目的：企業の取組として広く一般に向けてPR、退職者や今後の採用予定者等への制度内容の周知
- ・方法：ホームページへの掲載、求人サイトへの掲載

※ホームページがない企業の場合は、来客等社外の方へ周知が可能な来客スペース、通路等への場所における掲示等による対応

ジョブリターン制度とは

1 制度要件

ジョブリターン制度とは、名称にかかわらず、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児または介護等を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度をいいます。

本事業におけるジョブリターン制度は、次のすべての要件を満たすものとしてください。

- ① 制度の対象となる退職理由として、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児及び介護がすべて明記されていること。
- ② 退職者が、その退職の際または退職後に、退職理由及び就業が可能となったときに当該退職に係る事業の事業主または関連事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出（以下「再雇用希望の申出」という。）を登録し、事業主が書面に記録すること。
- ③ 当該制度の対象となる年齢について、定年を下回る制限を設けていないこと。
- ④ 定年後の再雇用制度とは別に定めること。
- ⑤ 退職後の期間が一定期間内の者のみを対象とする制度の場合、その期間は3年以上とすること。
- ⑥ 当該制度対象者を再雇用する場合には、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験（業務内容や経験年数）、能力開発（職業訓練の受講や資格取得等）の実績等を評価して処遇を決定することとし、原則として退職時雇用形態、職種を維持すること。なお、当該制度利用者の希望を踏まえ、退職前と異なる雇用形態、職種で雇用する場合も、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価した処遇の格付けを行うこと。
- ⑦ 当該制度利用者の中長期的な配置、昇進、昇給等の処遇については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討すること。当該制度利用者の配置、昇進、昇給等を一律に制限するなど、職務、役職、能力、職務経験、資格等が同等の他の労働者と比較して、合理的な理由なく低く扱うものでないこと。
- ⑧ 当該制度利用者を再雇用する場合には、勤務日数、勤務時間、勤務地等について、制度対象者のニーズを把握したうえで実施することが望ましい。
- ⑨ 当該制度利用者を契約社員等、有期雇用契約者として雇用する場合は、無期雇用労働者との間に不合理な待遇の差がないこと。また、一定期間後に、無期雇用労働者に転換できる制度を設けることが望ましい。

2 制度対象者

（都内事業所に正社員が在籍している場合）

- ・ 都内事業所に在籍している正社員は、必ず制度の対象としてください。
- ・ 正社員以外の雇用形態の労働者や、都外事業所に勤務する労働者も対象に含めることは可能です。

（都内事業所に正社員が在籍していない場合）

- ・ 正社員のみを制度の対象とすることはできません。
- ・ 都内事業所に制度対象者が存在するようにするため、他の常時雇用する労働者（P 2、別表 1 参照）も対象に含めてください。

※就業規則内の制度対象者の表記について、他の条文と矛盾が生じないように注意してください。

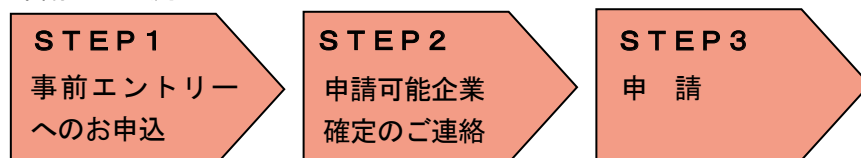
3 適用条件

上記制度対象者に対し、勤続年数等についての条件を付すことは可能です。

なお、付した条件が対象者を限定する等、本事業の趣旨に合致しないと都が判断した場合、奨励対象外となることがあります。

2 奨励金の交付申請

(1) 申請までの流れ



(2) 事前エントリー

① 事前エントリー方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」から事前エントリーを行ってください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>

② 事前エントリー受付日等

7回に分けて受付を行います。受付時間はいずれも10時から17時です。

	受付日	奨励事業実施期間	予定数
第1回	4月20日(月)	6月1日(月)～8月31日(月)	80社
第2回	5月20日(水)	7月1日(水)～9月30日(水)	80社
第3回	6月22日(月)	8月1日(土)～10月31日(土)	80社
第4回	7月20日(月)	9月1日(火)～11月30日(月)	80社
第5回	8月20日(木)	10月1日(木)～12月31日(木)	80社
第6回	9月23日(水)	11月1日(日)～1月31日(日)	80社
第7回	10月20日(火)	12月1日(火)～2月28日(日)	20社

※ 予定数に満たない場合、追加で受付を行う場合があります。追加受付を行う場合は東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」にてご案内します。

③ 事前エントリーに関する注意事項

- ・事前エントリーは先着順ではありません。
- ・事前エントリーに申込後、直ちに申請ができるわけではありません。予定数を上回る申込があった場合には抽選を行い、申請可能企業を確定します。
- ・事前エントリーにおいては、企業名、所在地等を正確に記載していただく必要があるため、企業の担当者が事前エントリーを行ってください。（代理人によるエントリー不可）

④ 申請可能企業確定の連絡

- ・エントリー受付期間終了後、全てのエントリーに対して、エントリーの際に入力いただいたEメールアドレスに労働環境課から申請の可否について連絡します。抽選を行わなかった場合でも、必ず連絡します。事前エントリーの受付期間終了後3営業日経過しても連絡がない場合は、企業の担当者が直接、次の(3)①の書類提出場所へお問い合わせください。

(3) 交付申請

① 書類提出場所

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備推進担当（ジョブリターン担当）

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階北側

電話番号：03-5320-7594(直通)

(送付する場合)

- ・配達記録が残る方法により送付してください。

(持参する場合)

- ・受付時間は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時（土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除きます。）です。東京都庁第一本庁舎 21 階北側入口の電話機にて、内線 37-689 にご連絡ください。

- ・持参する方は身分証明書（顔写真入りの氏名が確認できるもの）の提示をお願いします。

※身分証明書が提示されない場合や顔写真のない証明書等を持参の場合には、申請企業に直接、委任の有無や代理人氏名等の確認をさせていただく場合があります。

(代理提出する場合)

- ・代理提出の場合は委任状（様式 P 17）を必ず添付してください。

- ・代理人本人の身分証明書（顔写真入りの氏名が確認できるもの）の提示をお願いします。

※委任状の「代理人氏名」には、書類を提出する方（窓口を持参する場合は、持参する方）の氏名を記載してください。

② 書類提出方法

郵送等による送付、持参いずれも可能です。

※感染症予防のため、郵送等による送付をご検討願います。

提出書類に收受印の押印が必要な場合は、下記のものをあわせて提出してください。

- ・事業計画書兼交付申請書の写し 1 部（実績報告の場合は、実績報告書の写し 1 部）
- ・返信用封筒（長 3 形封筒に申請企業の宛名を記載し、切手を貼付）

提出書類に不備がないことが確認できましたら、收受印を押印して申請企業宛に返信します。

③ 書類提出期限

提出期限は次のとおりです。郵送の場合も提出期限日までに必着をお願いします。

	申請書類提出期限
第 1 回	5 月 1 1 日（月）
第 2 回	6 月 5 日（金）
第 3 回	7 月 6 日（月）
第 4 回	8 月 5 日（水）
第 5 回	9 月 7 日（月）
第 6 回	1 0 月 5 日（月）
第 7 回	1 1 月 5 日（木）

④ 提出書類

別表 3（P 9～10）参照

申請に関する各様式にはすべて印鑑証明書どおりに所在地、企業名、代表者職・氏名等を記載し、提出した印鑑証明書と同一の実印を押印してください。

⑤ 提出書類各種様式の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>

(4) 申請に関する注意事項

- ① 奨励金の申請は1企業1回限りです。なお、交付決定を受けたにも関わらず、奨励事業の一部またはすべてが実施できず、奨励金が交付されなかった場合でも再度申請することはできません。
- ② 提出された書類は、如何なる事由においてもお返ししません（責任廃棄）。
- ③ 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や確認、現地調査を行う場合があります。
- ④ 審査の結果、不交付の決定をすることがあります。
- ⑤ 交付決定額は奨励金交付の上限を示しています。奨励事業終了後に奨励金額が確定されます。
- ⑥ 交付決定の通知は、申請企業宛に送付します。代理提出がされた場合でも、代理人には通知しません。
- ⑦ 確認事項等がある場合、原則として申請企業の担当者に電話で直接内容を確認します。なお、特別の事情がない限り、FAX 及びメール等でのご連絡はいたしません。
- ⑧ 本申請に係る連絡先は、日中確実に応答ができる申請企業の担当者（代表者を含む）及び連絡先を記載してください。

別表3 交付申請 提出書類及び提出部数一覧表

注意

- ・提出する就業規則（本則）及び本則に連携する規程が事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押印された最新のものかどうか、必ず提出前に確認をしてください。
（特に代理提出の場合、最新版が提出されていないケースが多く見受けられます。）
- ・申請書類提出後、提出した就業規則（本則）及び本則に連携する規程を交付決定前に改正した場合には、必ずご連絡の上、事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押された改正後の就業規則（本則）、本則に連携する規程の写し及び新旧対照表を提出してください。

0	申請時提出チェックリスト		原本1部
1	事業計画書兼交付申請書 （様式第1号）	・「11 印鑑証明書」どおりに、所在地、企業名、代表者職・氏名を記入し、同一の印で押印してください。 ・個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票どおり記載してください。 （提出書類2、7、13も同様）	原本1部
2	誓約書 （様式第2号）	すべての項目に当てはまることが必須となります。	原本1部
3	雇用保険適用事業所設置届 （事業主控）	① 都内の支店・営業所等の事業所についての設置届を提出してください。 ② 本社等で一括して手続きを行っている場合は、本社所在地等の設置届及び都内事業所の設置届を提出してください。	写し1部
4	雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書（事業主通知用） ※都内に勤務する常時雇用する 労働者で6か月以上雇用されて いる者2人分	・都内に勤務する常時雇用する労働者2人は、申請時点で雇用保険加入期間が6か月以上の者を選出してください。（申請時点で雇用保険加入期間が6か月以上であることを確認できるものを提出してください。） ・氏名変更等により、後項「5」の提出書類の氏名と異なる氏名が記載されている場合には、氏名変更が確認できるものもあわせて提出してください。	写し1部
5	労働契約書または労働条件通知書	・前項「4」の者2人分を提出してください。 ・申請時点で雇用契約が連続する6か月以上経過しており、申請時点も雇用契約関係にあることを確認できるものを提出してください。	写し1部
6	最新の就業規則等 ※1、2	① 都内全事業所に適用されている就業規則（本則）及び本則に連携する規程を提出してください。事業所ごとに作成している場合はそれぞれ提出してください。 ※3 ② <u>提出する就業規則（本則）及び本則に連携する規程は、事業所を管轄する労働基準監督署に届出済みの最新のものとし、届出印が押された部分もあわせて提出してください。</u> ③ 就業規則（本則）のほか、本則に連携する再雇用制度に関する規程がある場合はあわせて提出してください。	写し1部

7	事業所一覧（様式P15）	・本社及び事業所について、事業所名称、所在地及び申請日現在の労働者（P3、別表1の2を参照）数を記載したものを提出してください。 ・都外に所在する事業所も含めてすべて記載してください。	原本1部
8	会社案内または会社概要	・企業名、代表者、所在地、事業内容等が確認できるものとし、ホームページがある場合はその写しを提出してください。	原本または写し1部
9	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※4	・申請日現在、発行日から3か月以内のものを提出してください。	原本1部
10	賃貸借契約書、水道光熱費等の公共料金の領収書等 ※登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合や登記上の本店所在地が都外の場合のみ	① 登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合は、本社機能を持つ事業所地のものについていずれかを提出してください。（上記事業所地にて事業を営んでいることを確認） ② 登記上の本店所在地が都外の場合、都内事業所のものを提出してください。都内に複数事業所がある場合は、1事業所分で構いません（都内において事業を営んでいることを確認）	写し1部
11	印鑑証明書	・申請日現在、発行日から3か月以内のものを提出してください。	原本1部
12	法人都民税・法人事業税の最新の納税証明書 ※5、※6	・個人事業主の場合、個人都民税（居住地分、事務所地分）及び個人事業税の最新の納税証明書を提出してください。 ※5、※6	原本1部
13	委任状（様式P17）	・書類提出を代理人に依頼する場合は提出してください。	原本1部

- ※1 就業規則（本則）及び本則に連携する規程については、交付申請の時点で最新版が提出されていない場合や、作成しているにもかかわらず提出がなかった場合等には、奨励対象外となります。
- ※2 申請書類提出後、提出した就業規則（本則）及び本則に連携する規程を交付決定前に改正した場合には、必ずご連絡の上、事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押された改正後の就業規則（本則）、本則に連携する規程及び新旧対照表を提出してください。提出されなかった場合、奨励対象外となります。
- ※3 申請時点において都内事業所に正社員を雇用していない場合は、非正規労働者に適用されている就業規則（本則）及び本則に連携する規程を提出してください。
- ※4 個人事業主においては、個人事業の開業・廃業等届出書及び住民票記載事項証明書を提出してください。住民票記載事項証明書には、住所及び代表者氏名が記載されたものであれば可とし、本籍地、個人番号（マイナンバー）、世帯全員分の氏名等は記載しないでください。
- ※5 申請時点で発行できる最新の納税証明書を提出してください。納付期限が到達している直近の決算期の納税が納税証明書に記載されていない場合は、直近の決算期の納税が確認できる領収書の写しをあわせて提出してください。交付申請時点で、申請者の初めての納付期限前の場合は、税務署へ届け出た法人設立届（写）を提出し、実績報告時に納税が確認できるものを提出してください。
- ※6 非課税の場合は、課税されない理由が分かるものとして、次の書類を提出してください。
- ①個人事業主：確定申告書（写）及び所得税青色申告決算書（写）
 - ②社会福祉法人等：定款及び決算報告書、その他収益事業を営んでいないことが分かるもの

3 奨励事業の実施

奨励事業実施期間内に、奨励事業（P 4、別表 2）を実施してください。奨励事業実施期間内に取組事項をすべて実施する必要があります。なお、改正した就業規則の労働基準監督署への届出も、奨励事業実施期間内に行う必要があります。

注意

- ・就業規則（本則）等の改正及び本則に連携する規程等を新設する場合の施行日は、原則、奨励事業実施期間内です。例外として、奨励事業実施期間の翌月 1 日の施行は可とします。
- ・整備するジョブリターン制度は、P 5 の要件をいずれも満たすものとしてください。

4 奨励金の実績報告

奨励事業者は、実績報告書（様式第 6 号）等を作成し、次のとおり提出してください。

(1) 書類提出場所

交付申請時の書類提出場所と同じ（P 7）

(2) 書類提出方法

交付申請時の提出方法と同じ（P 7）

(3) 書類提出期限

提出期限は次のとおりです。郵送の場合も提出期限までに**必着**をお願いします。

提出期限を超過した場合、奨励金は不支給となります。

	提出期限
第 1 回	9 月 1 8 日（金）
第 2 回	1 0 月 2 0 日（火）
第 3 回	1 1 月 2 0 日（金）
第 4 回	1 2 月 1 8 日（金）
第 5 回	1 月 2 0 日（水）
第 6 回	2 月 1 9 日（金）
第 7 回	3 月 1 9 日（金）

(4) 提出書類

別表 4（P 1 2）参照

(5) 提出書類各種様式の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>

(6) 実績報告に関する注意事項

- ① 企業等の規模を問わず、就業規則（本則）及び本則に連携する規程は、奨励事業実施期間内に必ず事業所を管轄する労働基準監督署へ届出を行ってください。（再掲）
- ② 奨励事業実施期間の途中で奨励事業が完了したとき、または奨励事業実施期間が終了したときは、実績報告書等を必ず提出期限までに提出してください。
- ③ 確認事項等がある場合、原則として申請企業の担当者に電話でご連絡します。特別の事情がない限り、FAX 及びメール等でのご連絡はいたしません。（再掲）

別表4 実績報告 提出書類及び提出部数一覧表

0	実績報告時提出チェックリスト	原本1部
1	実績報告書（様式第6号） ・個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票どおり記載してください。	原本1部
2	就業規則等 ※1 ・改正後の就業規則（本則）及び本則に連携する規程を全文提出してください。 ・連携規程としてジョブリターン制度を導入する場合も、就業規則（本則）での引用条文の追記及び労働基準監督署への届出が必要です。 ・改正部分が分かるよう新旧対照表を添付してください。 ・事業所を管轄する労働基準監督署の受付印（奨励事業実施期間内の日付の受付印）が押印された部分も添付してください。 ・就業規則の届出を電子で行った場合は、労働基準監督署の受付印（奨励事業実施期間内の日付の受付印）が押印された就業規則届及び e-Gov 電子申請システムの到達確認の画面の写しを添付してください。なお、届出の際には、到達確認の画面において提出書類の名称が確認できるよう、ファイル名を設定してください。	写し1部
3	社内及び社外の周知に使用した資料（（様式）社内周知用P16の内容）	写し1部
4	上記社内及び社外周知したことが分かる社内掲示の写真、作成チラシ、イントラネット、ホームページ、求人サイトへの掲載画面の写しなど ・社内掲示の写真を提出する場合は、掲示場所（例：会議室内、1階事務所掲示板）を記載し、都内全事業所分の写真を提出してください。 ・社外周知として社内に掲示する場合は、来客・外来者が確認できるスペース（応接通路など）に掲示した写真を提出してください。 ・掲示した写真は、原則としてA4紙に印刷したものを提出してください。 ・回覧や資料配布により周知した場合は、労働者の確認日（受領日）と確認印（受領印）が確認できる書類を添付してください。 ・説明会を開催した場合は、①実施日時、制度対象者数、出席者数、実施内容及び説明会欠席者への周知方法・人数を記載した書類、②説明会に使用した資料、③説明会実施時の写真を添付してください。	原本または写し1部
5	事業所一覧（奨励事業の取組最終日現在のものを提出してください）（様式P15）	原本1部
6	出勤簿 ・申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した2人分の奨励事業期間中の出勤簿を提出してください。※2 ・申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した労働者が退職した場合は、追加書類の提出が必要です。※3	写し1部
7	支払金口座振替依頼書（口座情報払・手書き用） ・他の提出書類と同じく、印鑑証明書と同一の実印を押印してください。	原本1部
8	振込口座の通帳又はキャッシュカード等の写し	写し1部
9	委任状（様式P17）	原本1部

※1 奨励事業実施期間中に就業規則及びジョブリターン制度に関する規程（賃金規程等）を複数回改正した場合、またはジョブリターン制度に関する規程（賃金規程等）を新たに作成した場合は、実績報告書等提出時に改正・新設のすべての都度の就業規則、ジョブリターン制度に関する規程の写し及び新旧対照表を提出してください。

- ※2 奨励事業実施期間3か月分の出勤簿を提出してください。出勤簿は出勤状況がわかるもの（労働者の氏名、勤務日、休日、出退勤時間が記載されたもの）としてください。
ただし、奨励事業実施期間の途中において実績報告を行う場合は、奨励事業実施期間の初日から実績報告書等提出日当日までの出勤簿を提出してください。その場合、実績報告書等提出日当日分は、上記「出退勤時間が記録されたもの」の代わりに出勤記録が確認できるものとしてください。
- ※3 実績報告時点で申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した労働者が退職している場合は、次の書類を提出してください。
- (1) 退職した労働者の退職日を証明できるもの（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）
 - (2) 「都内で勤務する常時雇用する労働者で、かつ6か月以上継続して雇用していること」及び「雇用保険被保険者であること」の条件をいずれも満たす労働者について、次の①～③の書類の写しを提出してください。
 - ① 雇用契約書または労働条件通知書
 - ② 出勤簿（上記※2を参照）
 - ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

・実績報告の際の提出書類の内容（取組内容等）について、申請企業に対し、ヒアリングを実施したり、追加書類の提出を依頼する場合があります。なお、正当な事由なく求めに応じない場合には、奨励金の支払い対象外となります。

5 奨励金交付額の確定

提出された実績報告書等を審査し、奨励金交付額を確定します。

※上記確定の通知は、申請企業宛に送付します。実績報告書等が代理提出された場合でも、代理人には通知しません。

6 奨励金の支払

- ・奨励金交付額の確定通知書送付後、1か月程度で、支払金口座振替依頼書に記載された口座に奨励金を振り込みます。（※ 支払審査の状況により、前後する場合がありますので予めご了承ください。）
 - ・振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都名義の振込をご確認ください。
- ※東京都振込名義：「ト.コヨ.ロトウカンキョウ.トウキョウカイケイカンリキョウスイカ」（通帳は10～11文字の表記）

7 変更・中止・撤回

事前エントリー通過後から奨励金請求書提出期限までの一連の期間において、次の事象が発生した場合は、区分毎に書面（様式）を提出してください。

区分	項目	事象(事由)	提出書類	特記事項
変更		企業名称、所在地、代表者、印鑑(印影)等の変更及び届出事項(提出書面記載)事項に変更が生じた場合	・変更承認申請書 (様式第4号) ・変更内容を証明できる書類等	
撤回		①交付決定前に、交付申請を取り下げる場合 (交付決定前に、事業運営上、本制度の導入が困難になった場合等)	・交付申請撤回届出書 (様式第5号)	再度申請が可能です。
		②奨励対象事業者要件(P2)を満たさなくなった場合		
中止		①交付決定後に、奨励事業を中止する場合 (交付決定後に、事業運営上、本制度の導入が困難になった場合等)	・変更承認申請書 (様式第4号)	以降本制度の申請はできません。
		②奨励事業実施期間内に奨励事業が終了しない場合		

8 企業名等の公表

奨励金交付後、都のホームページにおいて、企業名、業種、従業員数、奨励金交付年度等を公表する予定です。

また、奨励金交付後、制度を使って再雇用した方がいるかどうかのアンケートを実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

9 その他留意事項

(1) 各種補助金等との併給について

同一の事由により支給要件を満たすことになる国、都または区市町村等が実施する補助金等を受給する場合または受給した場合は本奨励金を受給することはできません。

(2) 奨励事業終了後の注意事項

奨励事業者は、奨励事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は奨励事業の終了した期日の属する会計年度終了後、5年間保存してください。

(3) 個人情報の保護

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

申請にあたって、提出書類に奨励事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします。（マイナンバーが記載されている書類は受け取ることができません。）

(4) 奨励金交付決定の取消し、奨励金の返還

次のいずれかに該当した場合は、奨励金交付決定を取り消すことがあります。

奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

- ① 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明したとき
- ② 奨励金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したことが判明したとき
- ③ 廃業、倒産等により、奨励事業の実施が客観的且つ合理的事由により不可能となったとき
- ④ 奨励事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが判明したとき
- ⑤ 法令違反または要綱等の規定に反したとき及び知事の指示に従わなかったとき

本事業は、この募集要項によるほか、東京都補助金等交付規則及びこれに基づく依命通達、「育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金交付要綱」、「育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金交付要領」の定めるところに従って実施されます。

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

印

事業所一覧

● 都内事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
計						

● 都外事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
計						

【記入上の注意】

- ① 申請時は、事業計画書兼交付申請書（様式第1号）の提出日、実績報告時は、奨励事業の取組最終日現在の情報を記載してください。
- ② 都内事業所は、雇用保険適用事業所に限らず、労働者が勤務するすべての事業所の名称・所在地を記入してください。
- ③ 事業所数が多い場合は必要に応じて行を追加してください。または、別紙でも可。別紙の場合は様式自由。

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
	① 対象者の退職理由
	② 対象者の年齢
	③ 対象者は退職後何年以内か
	④ 再雇用時の処遇について
	⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について
⑥ その他会社独自の制度	
2 制度導入日	

(参考様式)

委任状

(交付申請 ・ 実績報告)

東京都知事 殿

<代理人>

代理人事務所所在地	
代理人事務所名	
代理人氏名 ※書類提出者を記載	
代理人電話番号	()

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。ただし、下記委任事項に対する貴所からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

- ・ 育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金の（交付申請・実績報告）に関する書類提出

年 月 日

<委任者>

委任者所在地	
企業等の名称 代表者職・氏名	
委任者電話番号	()

※交付申請時の書類提出を代理人に依頼する場合は（ ）内の「交付申請」に○、実績報告時の書類提出を代理人に依頼する場合には（ ）内の「実績報告」に○をし、各提出書類と合わせてご提出ください。

提出書類記入例

申請時提出チェックリスト	P 19
(様式第1号) 事業計画書兼交付申請書	P 20
(様式第2号) 誓約書	P 21
(様式第4号) 変更承認申請書	P 22
(様式第5号) 交付申請撤回届出書	P 23
実績報告時提出チェックリスト	P 24
(様式第6号) 実績報告書	P 25
(様式第6号) 別紙1	P 26
社内及び社外周知用	P 27
委任状	P 28
事業所一覧	P 29
支払金口座振替依頼書	P 30

日本標準産業分類（大分類）一覧

A	農業, 林業	K	不動産業, 物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	M	宿泊業, 飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
E	製造業	O	教育, 学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療, 福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業, 郵便業	R	サービス業（他に分類されないもの）
I	卸売業, 小売業	S	公務（他に分類されるものを除く）
J	金融業, 保険業	T	分類不能の産業

申請時提出チェックリスト

企業名	株式会社東京産業
提出日	令和〇年〇〇月〇〇日
提出方法	郵送 ・ 持参

本申請に係る連絡先住所 ※当該企業の事業所住所に 限ります(提出代行者は不可)。 ※ビル名もご記入ください。	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階
---	---

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。

提出	東京都 確認	No	書 類 名	提出部数	※ 備 考
○		1	事業計画書兼交付申請書(様式第1号)	原本1部	
○		2	誓約書(様式第2号)	原本1部	
○		3	雇用保険適用事業所設置届(事業主控)	写し1部	
○		4	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	写し1部	
○		5	労働契約書または労働条件通知書	写し1部	
○		6	最新の就業規則、及び当該規則に連携する規程	写し1部	
○		7	事業所一覧(申請時点のもの)	原本1部	
○		8	会社案内または会社概要	原本または 写し1部	
○		9	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部	【個人事業主の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書、 住民票記載事項証明書 ※募集要項P8※4参照
		10	水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等	写し1部	【必要に応じ提出】 ※募集要項P8参照
○		11	印鑑証明書	原本1部	
○		12	法人都民税・法人事業税の納税証明書	原本1部	【個人事業主の場合】 個人都民税(居住地分・事務所地分) 個人事業税の納税証明書 ※募集要項P8参照
○		13	委任状(参考様式)	原本1部	【必要に応じ提出】 ※申請時の書類提出を代理人に依頼する 場合

提出書類記入例

提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者2名について	
常用労働者1	(氏名) 新宿 就太 (フリガナ) シンジュクシュウタ
	(雇用形態) ☒ 正社員 ☐ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超) ☐ その他()
	(採用年月日) 昭和〇年〇〇月〇〇日
	(勤務地) 飯田橋営業所
常用労働者2	(氏名) 環 境子 (フリガナ) タマキキョウコ
	(雇用形態) ☐ 正社員 ☒ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超) ☐ その他()
	(採用年月日) 平成〇年〇〇月〇〇日
	(勤務地) 本社

エントリー結果通知以降各申請回の申請期限
までの提出日を記入してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

捨
印

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
個人の場合、以下のように住所地と事業地とを
併記し、名称は屋号を記載してください。

個人の住所地 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 都庁法律事務所
代表者役職・氏名 代表 新宿 花子

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 株式会社東京産業
代表者職・氏名 代表取締役 東京花子 印

印鑑証明書と同じ代表者印（実印）を
押印してください。

事業計画書兼交付申請書

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）について、ジョブ
リターン制度を整備するため、奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

募集要項 P2 1. 奨励金の概要(6) 年間のスケジュール等
の事業実施期間を記入してください。

(例) 第1回受付の場合
令和2年6月1日～令和2年8月31日

1 奨励事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施事業及び交付申請額
金 200,000 円

*金額の捨印対応はできませんので、誤り
のないようお願いします。

日本標準産業分類（大分類）に基づき、ア
ルファベットと業種名を記載してくださ
い。

3 企業等の概要

業 種	(E) 製造業
常用労働者数	〇〇人（うち都内勤務 〇〇人）

4 本申請に係る連絡先

※募集要項 P2 別表1を参照してく
ださい。

部課係名	総務部人事課			
職・担当者氏名	課長 新宿太郎			
連 絡 先	電 話 番 号	00-0000-0000	FAX 番号	00-0000-0000
	メールアドレス	taroshinjuku@△△△.××		

企業の連絡窓口（担当者の情報）を記載してください。
（提出代行者ではありません。）

同意の確認

☒ 東京都ホームページにおける企業名等の公表に同意する。

チェック☑を入れてください。

誓 約 書

東京都知事 殿

- ・全ての項目にチェック☑が必要です。
- ・固定残業代制を採用していない場合もチェック☑してください。
- ・みなし労働時間制を採用していない場合もチェック☑してください。

私は、育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金交付要綱第8条の規定に基づく奨励金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- ☒ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- ☒ 労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☒ 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- ☒ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☒ 法定労働時間を超えて従業員を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していることを誓約します。
- ☒ 平成31年4月以降、労働基準法第36条第6項第2号（月100時間未満）及び第3号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないことを誓約します。
- ☒ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☒ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
* 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☒ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ☒ 本奨励金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

令和〇年〇〇月〇〇日

申請書と同じ日付を記入してください。

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は奨励金の申請を取り下げます。奨励金支給後に発覚した場合は奨励金を返還します。

個人事業主の場合、
事業所在地も併記
してください。

企業等の所在地
企業等の名称
代表者職・氏名

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
株式会社東京産業
代表取締役 東京花子

印鑑証明書と同じ代
表者印（実印）を押
印してください。

⑨

東京都知事 殿

捨
印

提出日（郵送の場合は発送日）
を記入してください。

社名や所在地に変更があった場合には、
変更後の印鑑証明書と同じ表記を記載
してください。

個人事業主の方は、変更後の住所地と事
業地を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の所在地 東京都江東区亀戸 2-19-1

労働ビル3階

企業等の名称 株式会社東京産業

代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

提出した印鑑証明書と同一の印を
押印してください。

変更承認申請書

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の
とおり、事業計画を

〔 変更
中止 〕

したく、関係書類を添えて申請します。

変更か中止のいずれかに○をつけてください。

記

1 変更又は中止の内容

- 例1) 令和〇年〇月〇日付で下記の通り移転
旧：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都民第一ビル5階
新：東京都江東区亀戸 2-19-1 労働ビル3階

- 例2) 事業の中止

《注意点》

所在地・会社名・代表者等に変更があった場合、登記簿
謄本・印鑑登録証明書の提出が必要になります。

2 変更又は中止の理由

- 例1) 所在地の変更

- 例2) 事業期間内で事業が終了できなかった為

※変更又は中止のいずれかに○をつけること。

※変更の場合は、変更内容を分かりやすく記載すること。

※変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

募集要項 P13. 変更・中止・撤回の区分で撤回の要件に該当する場合に提出してください。交付申請の撤回を行った場合は再度交付申請ができます。

様式第5号（第11条関係）

捨
印

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出日（郵送の場合は発送日）
を記入してください。

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入し
てください。
個人事業主の場合は事業所在地
を併記してください。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

企業等の名称 株式会社東京産業

代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

提出された印鑑証明書と同一の印
を押印してください。

事業計画書兼交付申請書に記載
した提出日を記入してください。

交付申請撤回届出書

令和〇年〇〇月〇〇日付け事業計画書兼交付申請書により交付を申請した育児・介護からの
ジョブリターン制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）については、交付申請を撤回する
こととしたので、奨励金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

（撤回の理由）

〇〇△△により、事業継続が困難となったため。

以上

提出書類記入例

報告時提出チェックリスト

企業名	株式会社東京産業
提出日	令和〇年〇〇月〇〇日
提出方法	郵送 ・ 持参

本報告に係る連絡先住所 ※当該企業の事業所住所に限ります(提出代行者は不可)。 ※ビル名もご記入ください。	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階
---	---

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。

提出	東京都 確認	No	書 類 名	提出部数	※ 備 考
○		1	実績報告書(様式第6号)	原本1部	
○		2	改正した就業規則、当該規則に連携する規程 及び新旧対照表	写し1部	※募集要項P10※1参照
○		3	社内外周知に使用した資料	写し1部	
○		4	社内外周知したことが分かる社内掲示の写真、作成チラシ、イント ラネット、ホームページ、求人サイトの掲載画面の写しなど	原本または 写し1部	
○		5	事業所一覧(実績報告時点のもの)	原本1部	
○		6	出勤簿 (申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を提出し た2名分について奨励実施期間3か月分)	写し1部	※募集要項P10※2※3参照
○		7	支配金口座振替依頼書(東京都指定様式)	原本1部	
○		8	振込口座の通帳又はキャッシュカード等の写し	写し1部	
○		9	委任状	原本1部	【必要に応じ提出】 ※実績報告時の書類提出を代理人に依 頼する場合

実績報告書は、奨励事業を終了後に報告書提出期限までに提出してください。

様式第6号（第13条関係）

捨
印

令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

申請書と同じ表記で記入してください。
個人事業主の方は、住所地と事業地を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 株式会社東京産業
代表者職・氏名 代表取締役 東京花子 印

事業実施後、提出期限までの提出日を記入してください。

提出した印鑑証明書と同一の印を押印してください。

実績報告書

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）について、奨励金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

提出日が当該申請回の事業実施期間後の場合は交付申請時と同じ期間を記入してください。提出日が当該事業実施期間内の場合は終了日と提出日を合わせてください。

1 奨励事業実施期間

令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

2 実績報告額

金 200,000 円

金額の捨印対応はできませんので、誤りのないようお願いします。

3 他の奨励金との併給状況

支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの（国、都又は市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）の受給について

受給なし
受給予定
受給済み

※「受給なし」「受給予定」「受給済み」のいずれかに○をすること。

4 連絡先

FAXがない場合は「なし」と記載してください。

部課係名	総務部人事課		
職・担当者氏名	課長 新宿太郎		
電話番号	00-0000-0000	FAX 番号	00-0000-0000
メールアドレス	taroshinjuku@△△.××		

提出書類記入例

取組の実施状況

1 整備した制度の内容		
	① 対象者の退職理由 結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児及び介護	
	② 対象者の年齢 定めず。	
	③ 対象者は退職後何年以内か 定めず。	
	④ 再雇用時の処遇について 本人の実績、経験等を評価して処遇	
	⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について 退職時の配置、処遇を基準に知識、スキルを評価して処遇	
	⑥ その他会社独自の制度 再雇用制度と併せて雇用形態、勤務地の変更を希望できる。	
	2 社内及び社外への周知	
		①周知日 令和〇年〇〇月〇〇日
		②周知方法 社内ミーティングによる説明、イントラネットへの掲載
3 制度導入日		
令和〇年〇〇月〇〇日		

就業規則の施行日を記入
してください。

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
	① 対象者の退職理由
	結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児及び介護
	② 対象者の年齢
	定めず。
	③ 対象者は退職後何年以内か
	定めず。
	④ 再雇用時の処遇について
	本人の実績、経験等を評価して処遇
	⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について
	退職時の配置、処遇を基準に知識、スキルを評価して処遇
⑥ その他会社独自の制度	
再雇用制度と併せて雇用形態、勤務地の変更を希望できる。	
2 制度導入日	
令和〇年〇〇月〇〇日	

就業規則の施行日を記入してください。

委任状

(交付申請 ・ 実績報告)

東京都知事 殿

<代理人>

代理人事務所所在地	東京都千代田区九段下〇-〇-〇
代理人事務所名	社会保険労務士法人〇〇
代理人氏名 ※書類提出者を記載	千代田 一郎
代理人電話番号	〇 3 (〇 〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。ただし、下記委任事項に対する貴所からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

・ 育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金の (交付申請 ・ 実績報告) に
関する書類提出

令和〇年 〇〇月 〇〇日

提出日を記入してください。

所在地及び名称は登記簿通りに記載してください。
個人事業主の場合、個人の住所地も併記。
※申請書の書き方を参照してください。

<委任者>

委任者所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
企業等の名称 代表者職・氏名	株式会社東京産業 代表取締役 東京花子
委任者電話番号	〇 3 (〇 〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇

提出された印鑑証明書と同一の印を押印してください。

印

※交付申請時の書類提出を代理人に依頼する場合は () 内の「交付申請」に〇、実績報告時の書類提出を代理人に依頼する場合には () 内の「実績報告」に〇をし、各提出書類と合わせてご提出ください。

(様式) 事業所一覧

捨
印

令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

提出日を記入してください。

申請書と同じ表記にしてください。
個人事業主の場合、個人の住所地も併記。
※申請書の書き方を参照してください。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 株式会社東京産業
代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

事業所一覧

提出した印鑑証明書と同一の印を押印してください。

● 都内事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
本 社	東京都新宿区西新宿 2-8-1	20	10	10	0	0
飯田橋支店	東京都千代田区飯田橋 3-10-3	8	2	2	1	3
	登記上の本社、本店等で勤務する労働者がいない場合も、事業所の名称、所在地を記入し、人数を「0」と記入してください。					
計		28	12	12	1	3

● 都外事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
神奈川支店	神奈川県横浜市〇〇区××-×-×	7	3	2	1	1
名古屋営業所	愛知県名古屋市〇〇町××-×-×	4	2	2	0	0
計		11	5	4	1	1

【記入上の注意】

- ① 申請時は、事業計画書兼交付申請書（様式第1号）の提出日、実績報告時は、奨励事業の取組最終日現在の情報を記載してください。
- ② 都内事業所は、雇用保険適用事業所に限らず、従業員が勤務するすべての事業所の名称・所在地を記入してください。
- ③ 事業所数が多い場合は必要に応じて行を追加してください。または、別紙でも可。別紙の場合は様式自由。

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書 (口 座 情 報 払 ・ 手 書 老 用) 記 入 例

東京都知事 殿
依頼人

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書
(口座情報払・手書き用)

令和 元 年 5 月 7 日

住 所 〒 163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

氏名・法人名 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)
(フリガナ) カフシキガイシャ トウキョウトチヨウサービスハチハチ
ダイヒョウトリシヤリヤク トウキョウ イチロウ
株式会社 Tokyo銀行サービス888 代表取締役 東京 一郎

電話番号 03 - 5321 - 1111

※ 注意

- 黒色のボールペンで正確に記入してください。
- この依頼書をご使用されますと、初回の支払請求時に限り、「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」の提出が省略できます。

① 依頼人

- 住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- 契約書・請求書と同一の印鑑で押印してください。

② 金融機関名・支店名・預金種目・口座番号

- 金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。

③ 口座名義人

- 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- 法人の場合は、法人略語を使用してください(「株式会社」→「カ」等)。
- カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

【提出先】請求書提出先の東京都の事業所等

(記入用紙ダウンロード先) <http://www.>

リンク先:トップページ > 都税などの納付・契約代金などの受取 > 東京都から支払を受ける皆様へ

用語	略語	用語	略語	用語	略語
株式会社	カ	学校法人	ガク	地方独立行政法人	ホク
有限会社	ユ	司法書士法人	シホ	社会保険労務士法人	ロウム
資会社	シ	社会福祉法人	ワク	医療法人	
合名会社	メ	税理士法人	ゼイ	医療法人社団	イ
合同会社	ド	更正保護法人	ホゴ	医療法人財団	
弁護士法人	ベッ	特定非営利活動法人	トク	社会医療法人	
宗教法人	シュウ	農事組合法人	ノウ	社団法人	
行政書士法人	ギョウ	独立行政法人	ドク	公益社団法人	ヤ
相互会社	ソ	管理組合法人	カン	一般社団法人	

※ お問い合わせ 押印に使用する印鑑は、請求書等の印鑑と同一のものを使用してください。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

印刷番号 (2) 16

令和2年度版

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金 申請の手引き

令和2年6月発行

●編集・発行 / 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号21階
電話 03-5320-7594

●印 刷 / アイコー印刷株式会社